

体育センター新料金表 (令和5年4月1日以降利用分から)

1 貸切使用料

(単位：円)

利用 種目	区分		施設使用料		電気料	冷暖房料
			町内の利用者	町外の利用者	全面使用 1時間当	1基 1時間当
			全面使用 1時間当	全面使用 1時間当		
競技場	アマチュアスポーツ及び教育的活動に使用する場合	入場料なしの場合	440	660	330	130
		入場料ありの場合	1,320	1,980		
	上記以外に使用する場合	入場料なしの場合	880	1,320		
		入場料ありの場合	2,640	3,960		
	販売若しくは興行又はこれに類するものに使用する場合		8,800	8,800		
卓球場			330	490	110	

備考

- 1 競技場、卓球場を半面使用のとき、使用料の2分の1の額とする。
- 2 競技場、卓球場の照明を2分の1点灯のとき、電気料の2分の1の額とする。
- 3 使用料等の規定に基づいて算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 個人使用料

(単位：円)

利用種目	区分	午前・午後	夜間
		9時～17時	18時～21時
競技場	中学生以下	50	100
卓球場	高校生	90	180
	一般	100	200

備考

- 1 南部町民の利用は無料とする。
- 2 幼児の利用は無料とする。
- 3 幼児の利用及び小中学生の夜間利用は保護者同伴に限る。
- 4 入館時に規定の使用料を支払った者は、いずれの種目も利用できる。